

やまなし思いやりパーキング制度

「やまなし思いやりパーキング制度」とは？

障害のある方や高齢の方、介護が必要な方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が運転又は同乗している車を、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者の方には、施設の駐車場を、利用証を持った方が駐車できる「思いやり駐車区画」の適正利用を図るため協定をお願いしています。対象者の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付します。

【駐車場の利用証】

「思いやり駐車区画」を利用する際には、自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示していただきます。

利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合に利用できます。

利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の掲示が必要となります。

（対象者・申請窓口は、裏面をご覧ください）



←この案内標示が目印です。
駐車には利用証が必要です。



↑利用証はルームミラー
にかけて使用します。

【利用できる駐車場】

「思いやり駐車区画」の案内標示が掲示されている駐車場です。この駐車場の管理者の方は、県と協定を結んでいただいております。

利用できる駐車場は、県のホームページ等でお知らせします。



STOP ! 不適正利用

～やまなし思いやり駐車区画～

※思いやり駐車区画の不適正な利用とは、

- ・利用期限が過ぎた利用証を使用し、駐車区画を利用している。
- ・利用証を掲示しないで駐車区画を利用している。
- ・利用証の交付を受けた本人が運転又は乗車せずに、駐車区画を利用している。など

➤ 思いやり駐車区画を不正に利用する方が増え、配慮を必要とする方が、施設の近くに駐車できなくなると、、、

1. 駐車場利用時の危険が高まる



障害者や高齢者、けが人等が、施設から遠い駐車場を利用することで、駐車場内での転倒や事故のリスクが高まります。



2. 外出や施設利用をあきらめてしまう

障害者や高齢者、けが人等が、施設の近くに駐車できないことで、外出や病院利用が負担となり、外出や社会参加の機会が減る恐れがあります。

配慮を必要とする方が安心して駐車できるよう

次の内容について、ご理解とご協力をお願いします。

- 利用証の交付を受けた本人が運転又は乗車していないのに駐車区画を使用しない
- 利用証を交付されていないのに駐車区画を使用しない
- 利用期限が過ぎた利用証を利用しない(直ちに返却する)

- ◆ おもいやり駐車区画の不適切な利用を確認した場合には、利用証の返却を求める場合があります。
- ◆ 思いやりの心で本制度の適正な利用に何卒ご協力をお願い致します。

【お問い合わせ】 山梨県福祉保健部障害福祉課
TEL055-223-1460

